入　札　公　告（　工　事　）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年１１月５日

経理責任者
社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会泉尾病院
院長

１．工事概要

（１）工 事 名　　社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会泉尾病院　自動火災報知設備受信盤他改修工事
（２）工事場所　　大阪市大正区北村３丁目４番５号
　　社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会泉尾病院内
（３）工事内容　　本工事は、当病院における自動火災報知設備受信盤他の改修を実施する。
（４）工　　期　　**令和９年３月３１日**まで（予定）
（５）支払条件　　検収完了後月末締め切り、翌々々月末支払い　※振込手数料は受注者負担

２．競争参加資格

（１）次の①、②又は③のいずれかにも該当しない者であること。
　① 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第３２条第１項各号に揚げる者。
　　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。
　② 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
　　一　契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
　　二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るための連合をした者
　　三　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
　　四　監督又は検査の実施に当たり職員及び総括責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
　　五　正当な理由なく契約を履行しなかった者
　　六　契約により、契約後の代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
　　七　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
　　八　前各号に類する行為を行なった者
　③ ②に該当する者を入札代理人として使用する者
（２）大阪府から建設工事に係る競争入札参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けていること。）
（３）大阪府の競争入札参加資格の建設工事の工事種別において、「**消防施設工事**」の競争入札参加資格の認定を受けていること。また、（２）の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に「**消防施設工事**」の認定を受けていること。
（４）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
（５）**平成２８年度以降**に完成引渡しが完了した次に揚げる工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）
　・近畿圏における**１００床**以上の病院における自動火災報知設備設置工事又は改修工事（修繕は除く）
（６）競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会の支部長又は総括責任者から指名停止を受けていないこと。
（７）次に揚げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事での打合せ及び施工中は専任で配置できること。

① **甲種４類消防設備士**の資格を有する者であること。
② **平成２８年度以降**において、（５）に掲げる完成・引渡しが完了した工事の経験を有する者であること。

（８）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建築業者又はこれに準ずるものとして、大阪府の発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（９）反社会的勢力やその関連団体に属していない者であること。

３．入札手続等

（１）担当部署

〒５５１－００３２　大阪府大阪市大正区北村３丁目４番５号
社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会泉尾病院　資材課（契約担当者：**奥田**）
電話：０６－６５５２－６２７１（直通）
E-mail:h.okuda@izuo-saiseikai.gr.jp

（２）入札説明書等の交付期間、場所及び方法

令和８年11月５日（木）から令和８年１１月１２日（木）（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日９時００分から１７時００分まで）まで（１）の担当部署にて交付する。但し、前以て（１）の担当部署に連絡の上、名刺を持参すること。郵送・ＦＡＸ・Ｅメール等による交付は行わない。

（３）申請書及び資料、入札書等の提出期間、場所及び方法

令和８年１１月１７日（水）（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）までに（１）の担当部署に持参すること。(資料の作成にかかる費用は提出者の負担とし、提出された資料は、当該総括責任者による競争参加資格の確認以外に無断で使用する事はできない。また、提出された資料は返却されない。)

（４）開札の日時及び場所

令和８年１１月１９日（木）　１０時００分　新館８階　研修室１

４．その他

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（２）契約の履行保証

落札者は、請負代金が１，０００万円を超える場合、履行保証証券による保障（２年のかし担保保証特約を付したものに限る。）を付すものとする。この場合の補償金額は、請負代金相当額の１０分の３以上とする。

（３）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（４）交渉権者及び契約価格の決定

契約する事項に関する仕様書、設計書等に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行なった者を交渉権者とし、交渉権者が複数の場合は、申し込みをした価格に基づく交渉順位を付するものとする。ただし、第一順位の交渉権者（以下「第一交渉権者」という。）の申込みの価格が契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合においては、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とすることがある。

契約の第一交渉権者が決定したときは、直ちにその者と交渉し、契約価格が決定した場合は、その者を契約の相手方とする。ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始から１０日以内に契約締結に至らなかった場合には、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行う。

（５）手続における交渉の有無　無。

（６）契約書作成の要否　要。

（７）関連情報を入手するための照会窓口

３（１）に同じ。

（８）一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

２（２）に揚げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も３（３）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けなければならない。

（９）詳細は入札案内書による。